

離着陸性能計測システムの調達に当たり、給付の完了の確認をするための検査が適切でなかったなどのため、契約書において指定された機器と同等の性能を有していない機器が納入されるなどしていたのに、契約金額の全額を支払っていたもの

1 件 不当金額(支出) 4039万円

1 離着陸性能計測システムの調達に係る売買契約等の概要

海上自衛隊自衛艦隊航空集団第51航空隊計測隊（以下「計測隊」という。）は、航空機の離着陸性能が要求性能に適合するかを評価するなどのために、航空機の離着陸距離の測定業務を実施しており、これに必要な長時間記録高速度カメラ等で構成される離着陸性能計測システム（以下「計測システム」という。）について、契約担当官である同集団第4航空群厚木航空基地隊厚木経理隊長（以下「経理隊長」という。）に調達要求している。経理隊長は、株式会社フォトロン（以下「会社」という。）との間で平成26年5月に契約金額40,392,000円で計測システムの売買契約を締結し、27年2月の納入後、同年3月に契約金額の全額を支払っている。契約担当官等は、会計法等に基づき、自ら又は補助者に命じて、給付の完了の確認のために必要な検査をしなければならないこととなっており、必要があると認められる場合には、検査の一部として品質確認のための検査（以下「完成検査」という。）を行うこととなっている。また、調達品等の受領時には品質及び数量確認のための検査（以下「受領検査」という。）を行うこととなっているが、完成検査が既に行われた場合は、数量及び輸送中の事故の有無を確認すれば足りることなどとなっている。

2 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 会社は、計測隊に対して、計測システムを構成する13種類の機器のうちの7種類について、同等の性能を有する別の機器を代替品として納入したい旨を書面で申し入れていたが、計測隊は、契約業務を担当する経理隊長に伝えていなかったため、契約担当官である経理隊長は、申入書の内容が妥当なものであるかなどの検討を全く行っていなかった。また、申入書に記載された代替品について確認したところ、小型モニタ等3種類の機器の代替品については同等の性能を有しないものとなっていた。特に、小型モニタの代替品は長時間記録高速度カメラと接続できず、申入書による機器構成のままでは計測システムは全体として作動しないものとなっていた。

イ 本件契約では、契約条項に基づき、完成検査が行われることとなっていたが、行っていなかった。

ウ 受領検査官は、完成検査が行われていなかったことから、品質及び数量の確認を行うべきであったが、外装に貼付されている品名が納品書の品名と合致しているかなどの確認を行ったものの、外装を開けて実際に納入された機器を確認せず、契約書において指定された機器の品名とは異なる代替品が納入されていたことを看過していた。また、代替品を納入することにはなっていなかった長時間記録高速度カメラについては、会計実地検査時には現物の確認はできなかったものの、会計実地検査を受けて計測隊が会社に改めて確認した結果から、会社が納品日に納入したカメラは契約書において指定されたものではなく、性能を満たさない別のカメラであった可能性が高いと認められた。

このように、本件契約について、契約書において指定された機器と同等の性能を有していない機器が納入されるなどしていたのに、適正に履行されたとして契約金額の全額が支払われており、その支払額40,392,000円が不当と認められる。